

3 高土政第 855 号
令和 3 年 12 月 14 日

土 木 部 各 課 長
土木部各出先機関長 様

土 木 部 長

「予定価格に関する積算疑義申立手続について」の
一部改正について（通知）

このことについて、「書面規制、押印、対面規制の見直しについて」（令和 2 年 10 月 28 日付け 2 高情政第 749 号総務部長通知）に基づき押印の見直しを行い、「予定価格に関する積算疑義申立手続について」（平成 29 年 5 月 24 日付け 29 高土政第 185 号土木部長通知）の一部を別添のとおり改正しましたので、通知します。

なお、改正内容は下記のとおりです。

記

1 改正内容

押印の見直しに伴い、押印を不要とする様式を改正しました。
また、設計書情報提供サービスの URL の変更を反映させました。

2 施行日

この改正は、令和 4 年 1 月 1 日から施行します。

予定価格に関する積算疑義申立手続要領

1 趣旨

建設工事の請負契約等に係る競争入札の公正性を確保するため、競争入札の執行に際し、予定価格に関する積算疑義（以下「積算疑義」という。）がある場合の手続きについて必要な事項を定める。

2 設計書積算内訳の公表

(1) 公表事項

ア 事後公表設計書

イ 予定価格を決定するために作成した設計書。ただし、高知県情報公開条例（平成2年3月26日条例第1号）第6条の非開示情報に該当する部分を除く。

(2) 公表時期及び方法

ア 事後公表設計書

落札決定後速やかに入札実施機関において閲覧に供する。

イ 予定価格を決定するために作成した設計書

設計書情報提供サービスにより提供する。

URL : <https://diprovider.pref.kochi.lg.jp/ShinseiWeb/>

3 申立ての方法

積算疑義の申立ては、積算疑義申立書（様式第1号）を電子メールに添付して、入札実施機関あてに送付する方法とする。疑義申立書を送信したときには、必ず入札実施機関の担当者にその旨を電話で連絡し、受領の確認をすること。

4 申立期間

積算疑義の申立期間は、落札決定の翌日から起算して5日目（閉庁日を除く。）の午後5時までとする。

5 確認の実施

事業実施機関（本庁の事業主管課を含む。以下同じ。）は、積算疑義の申立てがあったときは、速やかに設計図書の内容を確認するものとする。

6 確認結果等の報告

事業実施機関は、積算の不備等が発見された場合は、その旨を速やかに入札実施機関に報告するものとする。

7 入札手続について

(1) 積算疑義の申立てがなかった場合又は5の確認の結果、積算疑義がなかった場合は、契約手続きを継続する。

(2) 5の確認の結果、積算の不備等が発見された場合は、以下のとおり対応する。

ア 入札結果に影響があり、公正性が確保されないと判断した場合には、当該落札決定の取り消しを行う。

イ 入札結果に影響がなく、公正性が確保されると判断した場合には、契約手続きを継続する。

(3) 落札決定の取り消しを行う場合には、全ての入札参加者に対して、その旨をメール等にて通知する。

8 確認等の期間

5の確認の実施及び7の入札手続について判断する期間は、申立期限の翌日から起算して3日目（閉庁日を除く。）の日までの間とする。

9 その他

(1) 本要領において定める期限については、入札実施機関において、やむを得ないと判断した場合に、必要最小限の範囲内で延長する場合がある。

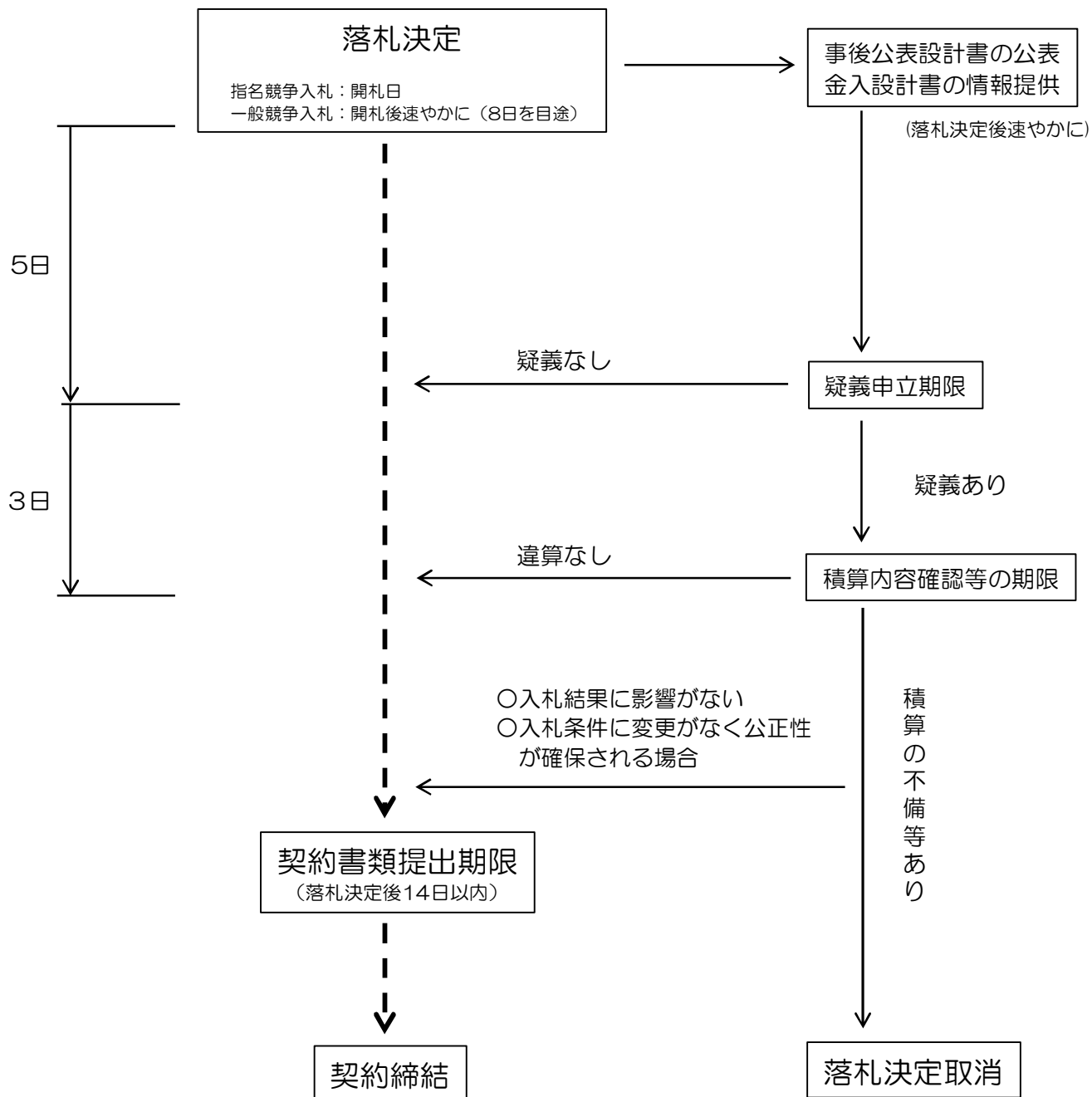
積算疑義申立手続フロー

※一般競争入札（総合評価方式含む）、指名競争入札共通

（スケジュール）

（入札・契約手続）

（積算疑義申立手続）



高知県知事 様

申立人の住所
商号及び代表者氏名

作成担当者氏名
(電話番号)
(FAX番号)
(E-mail)

積算疑義申立書

下記の工事等について、積算内容の確認を求めます。

記

1 工事名等 (工事番号等)	
2 疑義の内容 (申立理由)	

3 申立内容に基づく設計金額		
項目	金額 (円)	備考 (明細書・単価表番号等)

.....
<確認結果> ※発注者（事業実施機関）記入欄

【決 裁】
